

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備等

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

1 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引について、その額を超える財産の移転を伴うものを行うに際して資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととなる額を二百万円とすることとする。(第十一条関係)

2 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として、その締結が特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次のいずれかに該当するものを定めることとする。(第十二条関係)

(一) その取引の相手方が当該契約に係る契約の締結に際して行われた契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(二) 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表

者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

3 その国又は地域に居住し又は所在する者に係る一定の特定取引が厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引となる犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域をイラン及び北朝鮮とすることとする。（第十三条関係）

4 その他所要の改正を行うこととする。

（第一条関係）

二 関係政令の規定の整備

保険業法施行令その他の関係政令について、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うこととする。

（第二条から第五条まで関係）

第二 経過措置

本人確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引を定める等、所要の経過措置を設けることとする。

（第六条から第十二条まで関係）

第三 施行期日等

一 この政令は、第一の一四の一部を除き、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行することとする。

（附則第一項関係）

二 所要の経過措置等を設けることとする。

（附則第二項・第三項関係）